



ISO/TC68国内委員会

2018年6月13日(水)

10:00~12:00

日本銀行 金融研究所

情報技術研究センター

2018年6月13日 ISO/TC68 国内委員会



1. 最近のISO/TC68の動き

1-1. APIに関する議論

- ① 金融WAPI(Web service based API)
- ② TPPのセキュリティ
- ③ SC9/WG2とSC2/SG1との議論内容のすみわけについて

1-2. Banking Products or Services (BPoS)

1-3. IDに関する議論

- ① ISO17442(LEI: Legal Entity Identifier)
- ② 自然人に対するID付与
- ③ ISO10962(CFI: Classification of Financial Instruments)
- ④ UTI・UPIに関する議論
- ⑤ ISO13616(IBAN: International Bank Account Number)
- ⑥ コードの重複に関する検討

1-4. セマンティックモデル

1. 最近のISO/TC68の動き

(続)



1-5. カード・リテールバンキング関係

- ① 電文のISO20022化(ATICA)に関する議論
- ② ISO20022のメンテナンスに関する議論
- ③ リテールバンキングにおけるセキュリティ

1-6. PKI(Public Key Infrastructure)

1-7. 暗号アルゴリズムに関する議論

1-8. デジタル通貨・通貨コードに関する議論

1-9. FinTech TAG

1-10. ISO20022RMGの組織運営等に関する議論

- ① RMGの効率的な運営
- ② RMG・各SEGの役割の明確化

1-11. ISOディレクティブ改定

1-12. その他



1-1. APIに関する議論

(議論を実施している主なWG)

WG	議論内容	主査	日本からのExperts
SC9/WG2: Web service based application programming interface (API) in financial services	金融サービスで用いるAPIの標準化	Mr. James Whittle (英国)	遠城 氏 (NTTデータシステム技術) 鋤柄 氏 (NTTデータ) 落合 氏 (FinTech協会) 崎村 氏 (野村総合研究所) 橋本/中村 (日本銀行)
SC2/SG1: Third party providers (TPP's)*	TPPがAPIで他システムと接続する際に満たすべきセキュリティ要件の標準化	Mr. Lorenzo Gaston (仏国)	作部 氏 (NTTデータ) 中村 (日本銀行)

* TPP: サードパーティプロバイダーとは、顧客と金融機関の間に入り、金融サービスを提供する業者。例えば、異なる主体が提供する複数の口座(銀行口座、電子マネー等)へのアクセスを口座保有者に提供することで、残高等の情報の一元的な把握や決済指図の送信を可能とするサービスを行っている。

1-1. APIに関する議論



① 金融WAPI (Web service based API)

- 金融サービスで用いるAPI仕様の標準化。

(これまでの経緯)

- 2017年11月 : TC68は金融WAPIの新業務項目提案(NWIP)を採択。
SC9の配下にWG2を設置。
- 2018年1月 : 主査(James Whittle (英国))と
エキスパート(11か国、25名<日本から5名>)*が確定。
- 2018年3月2日 : 第1回電話会議。
- 2018年4月19, 20日 : 第1回対面会合(10か国&SWIFT:22名参加)。

* 現在、エキスパートは12か国、32名

① 金融WAPI (Web service based API)



(続)

- 対面会合ではドラフトペーパーを基に議論。
 - 同ペーパーは議長団となっている英国と中国のメンバーが作成。セキュリティと認証に関する記述は英国、それ以外は中国主導で内容が検討された模様。
 - APIを通じた「**エコシステム**」が構築される世界を想定し、その動きをサポートするかたちで記載。
 - **RESTfulアプローチ**を採用。
 - メッセージフォーマットは**ISO20022**、データフォーマットは**JSON**を基本。
 - 原則、Third Party Provider(TPP)が、直接銀行のAPIに対して認証を行う接続形態を想定。
 - 通信規格としては、**WebSocketとWebHooksの両方を併記**する方針。
 - 欧州の**決済サービス指令(PSD2)**を念頭においた議論。
 - セキュリティは極めて関心が高い分野であるため、SC2/SG1とのリエゾンを締結する方針。
- 2018年夏の後半からレビューを実施。
 - 2018年末までにFinalドラフトをまとめる予定。

② TPPのセキュリティ



- SC2/SG1: 金融サービスにおいてTPPが満たすセキュリティ対策方針の検討。
 - i) 対策方針 (Security objectives) の整理 (用語の定義も含む) と
 - ii) 技術的なセキュリティ・アーキテクチャに関する検討が中心。

(この間の動き)

2015年: SC2にAHG (アドホックグループ) を設置、状況調査を実施。

2016年: SC2/SG1 (Study Group) に改組。

2017年: SGが作成したドラフトペーパーをもとに新業務項目提案 (NWIP) 投票を実施。

→ 2018年1月に投票が締め切られ、NWIPは採択されたものの、WG設置は、最低要件である5か国以上のエキスパートが集まらず (オーストラリア、中国、南アフリカ、英国の4か国のみだった)、宙に浮いていた。

2018年5月: SC2会合での議論の結果、エキスパート募集の再投票を2週間実施。投票の結果、韓国と日本がエキスパートに応じ、5か国以上集まったと判断。WG設置を決定し、現在、主査を募集中。

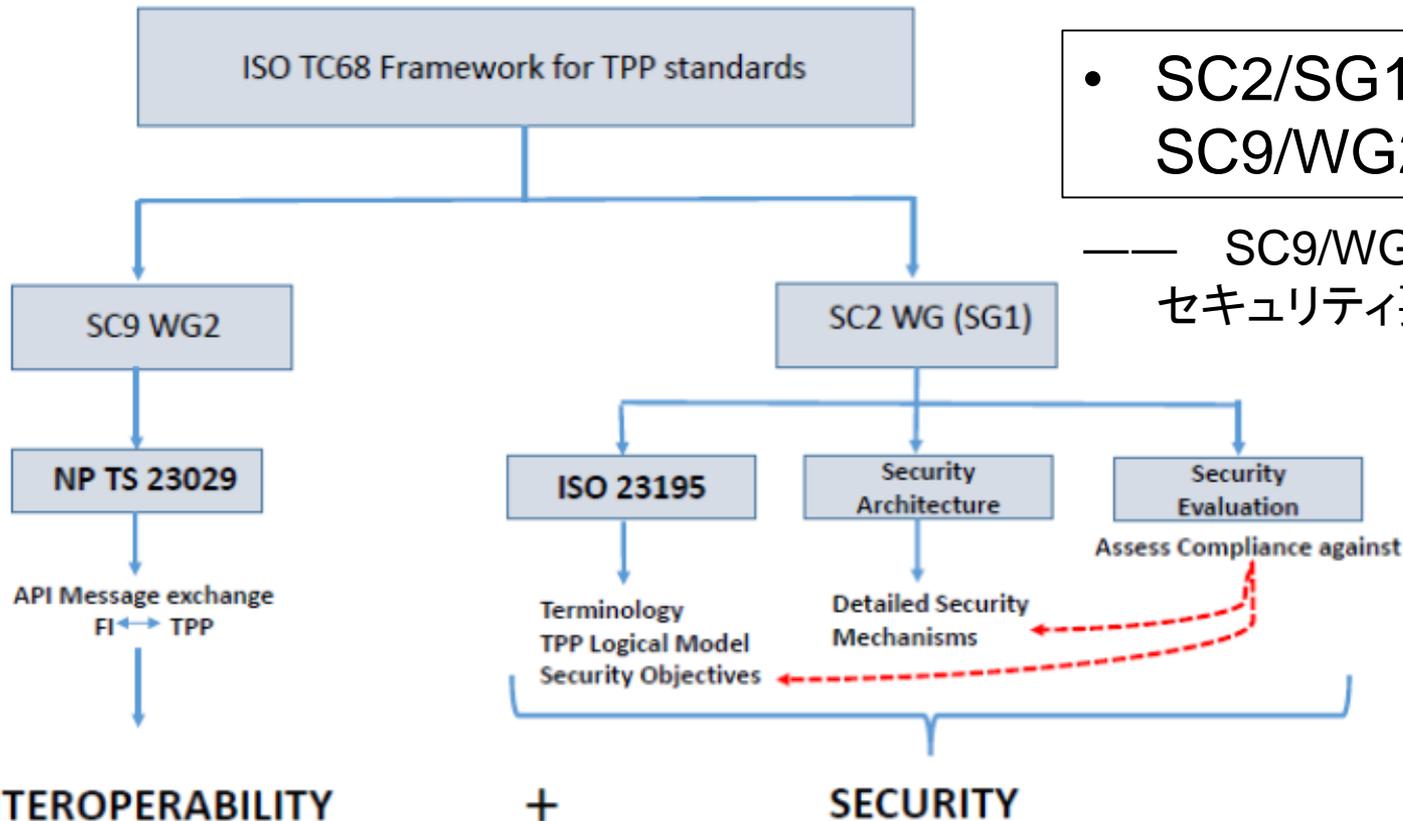
—— **主査に立候補されたい方は、履歴書を添えて、6/14日 (木) までに事務局までご連絡ください。**

③ SC9/WG2とSC2/SG1との議論内容のすみわけについて



- SC9/WG2は、APIの相互運用性の確保
- SC2/SG1は、セキュリティ事項の検討

に関する議論を実施



● SC2/SG1の主査はSC9/WG2の議論に参画

— SC9/WG2の議論の中でセキュリティ要件も検討中のため。

1-2. Specification for description of Banking Products or Services (BPoS)



WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC8/WG2	金融商品やサービスの内容を説明する際の項目の標準化	Mr. Liu Guojian(中国)	---

(経緯)

- 2016年4月 : 中国から「Specification of description for banking product」のWG設置が提案。
- 2016年11月 : SC7/WG14としてWGが設置。
- 2017年 : SC7解散に伴い、名称を変更し、SC8/WG2に移管。
- 2018年3月 : CD投票開始。
- 2018年5月 : 賛成8か国、反対3か国、棄権11か国で可決。

1-2. Specification for description of BPoS

(続)



- 銀行が提供する商品やサービスの内容の説明にあたり、必要となる項目を定義したもの。
- 昨今、金融商品やサービスが多様化している一方で、その内容を記述する方法はさまざまであることから、顧客の適切な選択をサポートすることが規格策定の背景。
- 今次会合では、中国が、これまでの経緯と中国国内でのBPoS導入への取組み状況を紹介。
 - 中国では、中国人民銀行の代理で中国金融標準化技術委員会 (China Financial Standardization Technical Committee: CFSTC) が銀行に対する研修プログラムを実施 (内容は、BPoSのコンセプトやロジックの理解促進)。
足許、18行98サービスがBPoSに対応。

1-3. IDに関する議論



① ISO17442 (LEI : Legal Entity Identifier) (SC8<WG未設置>)

➤ ISO17442は金融取引主体を特定するLEI（取引主体識別子）に関する国際規格（2012年6月に発行）。

(ISO 17442が定めている主な内容)

(1) LEIを取得可能な主体。

- 金融取引を行うことについて法的または金融上の責任を有する、あるいは独立して契約を結ぶ法的権利を有するunique partiesを含むが、これに限らない※。

※ 具体的には、金融機関、事業法人のほか、投資ファンド等も対象となる。

- 自然人は除く。

(2) LEIの構成の定義（18桁の英数字＋2桁の数字（チェック・デジット））。

(3) チェック・デジット※の計算方法。

※ システムトラブル等によってコードが不正に変更されていないかをチェックするためのもの。

(4) LEIに紐付けたかたちで、名称や本店所在地等の参照情報を登録。

① ISO17442 (LEI : Legal Entity Identifier) (続)



(ISO17442の経緯)

- ・2008年:リーマンショックの際に店頭デリバティブ取引の状況をマクロベースで把握できなかったことが危機を拡大させたとの教訓を踏まえ、金融取引の透明性向上・金融取引情報の包括的な把握を目的に、LEIの導入が提唱。
 - ・2010年7月:ドッド・フランク法に基づき、米国財務省に金融調査室(Office of Financial Research : OFR)が設置され、LEIの導入に向けた議論が開始。
 - ・2011年4月:TC68において、LEIに関する国際規格開発に向けたWGを組成。
 - 既存の識別子には、構造上の問題(例. BIC※¹は所在地が変わるとコードが変わる)や、知的所有権の制約(例. DUNS※²の利用には手数料が必要)があることから、新たな識別子を定める必要があった。
- ※1 Business Identifier Code: 国際規格(ISO 9362)で定義されているコード。
※2 Data Universal Numbering System: Dun & Bradstreet社が一元的に管理するコード。
- ・ISO/TC68での規格開発作業を経て、2012年6月にISO 17442が発行。
 - ・2017年:システムティックレビュー投票が行われたものの、リバイスの必要があるとの投票は米国とカナダのみ。

(参考) グローバルLEIシステム



➤ 以下の三層構造からなる。

(規制監視委員会:ROC)

- ・ LEIの運営に係る方針や基準を定める最高意思決定機関。
- ・ LEIの基本原則・目的を支持する規制当局・中銀等で構成。

(中央運用機関:COU)

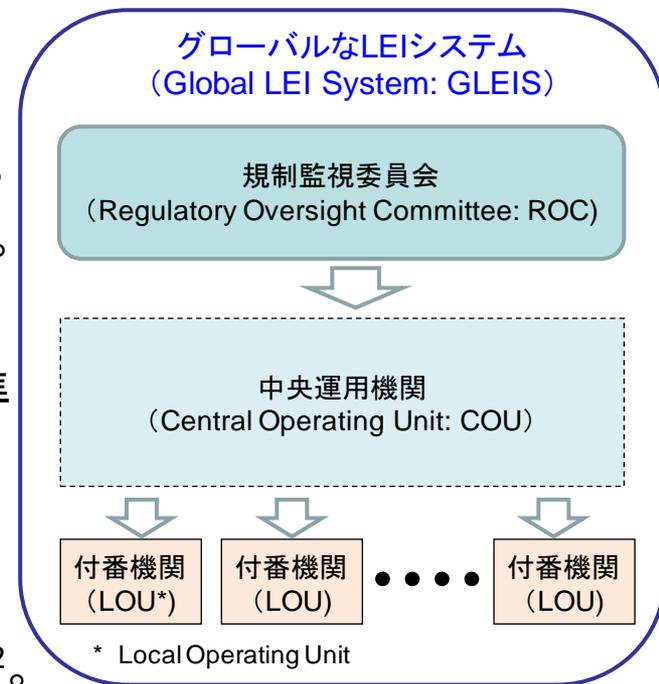
- ・ LEIの発行・登録・管理といった運用について統一的な基準に基づきLOU間の調整とともに、LOUの統率・管理を行う。
- ・ グローバルLEI財団(GLEIF)^{※1}が、その役割を担う。

(付番機関:LOU)

- ・ 各国・地域において、LEIの付番・管理の実務を行う主体^{※2}。

※1 2014年6月に発足した非営利組織(スイス法に基づく財団)。

※2 付番機関の一覧は、LEI ROCのウェブサイトにある“Endorsed Pre-LOUs of the Interim Global Legal Entity Identifier System (GLEIS)”を参照。



➤ 営利を目的としておらず、システム全体の運営にかかる必要経費を登録者から手数料として徴収する(コスト・リカバリー方式)。

① ISO17442 (LEI : Legal Entity Identifier) (続)



ISO20275 (ELF : Entity Legal Form) について

- ISO20275 ELF : Entity Legal Formは組織形態(例:株式会社、有限会社、合同会社)に関する規格。
 - 2015年1月:TC68/WG8を設置・検討、2017年7月規格化。
 - 管轄区域内の別個の法人形態を特定するための一義的な体系の要素を定め、管轄区域内の法人形態のコード化を可能にすることで、その形態に従った取引主体の分類を容易にすることを目的としたもの。
 - 名称のみでは識別が困難な互いに類似した主体を識別するうえで、組織形態情報が不可欠であったことが規格開発の背景。コードで表現された組織形態情報がLEIに紐付くことは、債務不履行の影響やリスク捕捉にも役立つと期待。
 - MA(メンテナンス機関)の主査はグローバルLEI財団(GLEIF)のメンバー。

① ISO17442 (LEI : Legal Entity Identifier) (続)



(会合での議論)

- TC68/AG2をはじめ一部の国から、足許の各国でのLEIの使用用途の拡大やLEI規制監視委員会 (LEI ROC) やグローバルLEI財団 (GLEIF) での付番体系等の見直しに関する議論を踏まえ、**ISO17442を修正すべき**との要望が出された。
 - 具体的には、例えば、チェックデジットの設定、ELFのLEIデータ項目への統合、親会社情報 (レベル2情報) に関するROCやGLEIFでの議論の反映などを求める声が上がった。
- 会合では、**検討のためのWGをSC8に立ち上げる**ことを決議。
- David Broadway氏 (英国) が主査に立候補。David Broadway氏 (英国) が主査に立候補。5/24日にエキスパート募集の投票が締め切られ、10か国16人の登録があった。

① ISO17442 (LEI : Legal Entity Identifier) (続)



(改定の方向性)

- LEIはすでに産業界で広く使われているので至急改定すべきとの意見を受け、改定を2段階で行う計画

第1段階(18か月トラック)

現在のISO17442の守備範囲内である以下の事項等を改定

- ・ LEIコードの正当性確認のためのチェックデジットの設定
- ・ ISO20275(ELF:Entity legal forms)のLEIへの統合
- ・ 個人事業者への付番可能化

➤ 6月に第1回会合を行い、2018年9月末までにDIS投票へ進める計画。

第2段階

以下の項目等の改定

- ・ レベル2データ(親会社情報)の取込み
- ・ デジタル証明書としての活用

➤ WG1は第1段階改定後も解散せず、継続して第2段階の議論を行う予定。

② 自然人に対するID付与 (SC8<WG未設置>)



(これまでの経緯)

- ・ 2017年11月: CIB(委員会内投票)として、自然人に関する識別コードの検討の賛否に関する投票を実施。 → 結果は否決。
- ・ 積極的に検討していたAG2では欧州メンバーを中心に残念との意見が聞かれるなど、関係者間で再検討の機運があった。

(会合での議論)

- ・ 今回、特に**欧州と中国から積極的に議論を進めたいとの意見**が示された。
 - 欧州: GDPR(EU一般データ保護規則)対応
 - 中国: BPoSの1つの要素にしたいモチベーションがある模様
 - 決済電文に付すことによるAML/CFT対策
 - FIX:トレーダーを同定するためのIDとして活用



② 自然人に対するID付与 (続)

- 特に中国は標準化に積極的。
自然人にIDを付与することの意義をアピール。

▽ 中国が提案したID体系イメージ

Coding entity of the identifier	ISO3166-1:BR	ISO3166-1:US	ISO3166-1:JP	ISO3166-1:CH
Type of the identifier code	BR0001	US0001	JP0001	CH0001
Identifier code number	CPF(11 digits)	Social Security Number(9 digits)	Individual Number(12 digits)	E-ID (?)
Commencement date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD
Expiry date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD

日本はマイナンバー
を活用する案

Coding entity of the identifier	ISO3166-1:IT	ISO3166-1:IT	ISO3166-1:IT	ISO3166-1:NO
Type of the identifier code	IT0001	IT0002	IT0003	NO0001
Identifier code number	CIE-Carta di identità elettronica(?)	CNS-Carta Nazionale dei servizi (?)	SPID-Public System for Digital Identity(?)	National ID numbers(11 digits)
Commencement date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD
Expiry date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD

- 一方で、流出リスクへの懸念、クロスボーダーでの法の適用範囲などの懸念が挙げられ、一部の国からは、そもそもの必要性に対して懐疑的な意見も聞かれたところ。

② 自然人に対するID付与 (続)



(結論)

- ・ SC8にSGを設置。
- ・ Allie Harris氏(カナダ)が主査に立候補。
- ・ 6か国から12人のエキスパートが決定。

③ ISO10962 (CFI : Classification of Financial Instruments)



(議論を実施している主なWG)

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC8/WG1: Classification of Financial Instruments	金融商品分類(CFI)	Mr. Corby Dear	---
SC8/SG2: Use of the CFI as part of the Unique Product Identifier (UPI)	CFIのUPI(固有商品識別子)としての利用	Mr. Richard Robinson	小野島氏 (日本証券業協会)



③ ISO10962 (CFI : Classification of Financial Instruments)

(続)

(SC8/WG1での検討)

① 店頭デリバティブを付番対象に含めるための改定作業。

→ 作業遅延によりNWIPがISOのルールに則りキャンセルされる可能性があったため、CDを省略したうえで、2018年夏にDIS投票を実施する方向で作業を継続。

② { ・コードの維持管理を担うMA(メンテナンス機関)の設置。
・CFIコード体系の見直し作業。

→ 2018年中にCD投票を行った後に2019年1月までの最終化を目指す方針。

• CFIでサポートされていないETN(Exchange Trade Notes)やETC(Exchange Trade Commodities)があることを、ESMAやFCAが問題点として挙げている。今後、改定に向けた議論が行われる見込み。

③ ISO10962 (CFI : Classification of Financial Instruments)

(続)



(SC8/SG2での検討)

- CFIを、UPI (Unique Product Identifier: 固有商品識別子) として利用することの検討。
- 近日中に最終レポートが完成する見込み。
- 同レポート承認後にSG2は解散の予定。

(参考)UPI・UTIについて



UPI: Unique Product Identifier (固有商品識別子)

-- OTC デリバティブを商品種別毎に特定するための識別子。

UTI: Unique Trade Identifier (固有取引識別子)

-- OTC デリバティブの取引データを1件毎に特定するための識別子。

G20 ピッツバーグ・サミット(2009年9月)

店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関(TR)に報告されるべきである。



・取引情報蓄積機関(TR)に集まった店頭(OTC)デリバティブ商品取引のデータを一意に識別し同定する必要。

・報告されるデータ項目やフォーマットにばらつき。

→ UPI(固有商品識別子)、UTI(固有取引識別子)の策定。
OTCデリバティブ取引報告の主要項目の調整。

(参考)UPI・UTIについて (続)



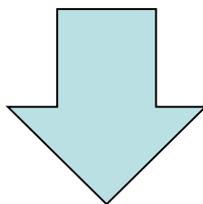
データの種類	テクニカル・ガイダンス		ガバナンス	
	市中協議書	最終化		
固有取引識別子(UTI)				
	Unique Trade Identifier。OTCデリバティブの取引データを1件毎に特定するための識別子。	公表済 (2015年8月)	2017年2月	FSB(GUUG)が 2017年12月に 最終文書を公表
固有商品識別子(UPI)				
第1回	Unique Product Identifier。OTCデリバティブを商品種別毎に特定するための識別子。第1回目は商品の分類方法やUPIが満たすべき基本原則が対象。	公表済 (2015年12月)	2017年9月	FSB(GUUG)が 検討
第2回	第2回目はUPIのコード体系およびデータ項目が対象。	公表済 (2016年8月)		
主要データ項目(CDE)				
第1回	Critical Data Elements。UTI、UPI以外で、全てのOTCデリバティブ商品を通じて各国が共通して用いているデータ項目。第1回目は14項目が対象。	公表済 (2015年9月)	2018年4月	CPMI-IOSCO が検討
第2回	27項目が対象。	公表済 (2016年10月)		
第3回	77項目が対象。	公表済 (2017年6月)		

④ UPI・UTIに関する議論 (WG未設置、TC68/AG2で議論)



- FSBのWG (GUUG: Working Group on UTI and UPI Governance)におけるガバナンス体制のあり方に関する議論。
- CPMI-IOSCOにおける技術仕様の調和 (Harmonization) の議論。

結果が定まった後



ISOで、UPIとUTIの技術仕様やそのガバナンス体制に関するNWIPを提案する可能性。

- ECB等中銀関係者がFSB/CPMI-IOSCOとTC68やTC68/SC8との間に立って議論を進めていく方針。



⑤ ISO13616 (IBAN: International Bank Account Number)

(SC8<WG未設置>)

—— ISO13616(IBAN)は、銀行口座について、所在国、支店、口座番号を特定するための国際標準。

- ・ 2003年に作成された規格であり、システムティックレビューを行うタイミングに差し掛かっているところ。
- ・ 改定箇所として、チェックデジットの追加や2桁の国コードの修正などが議論。
- ・ ただ、改定に関して欧州を中心に論議になっている。
 - IBANコードはヨーロッパ各国によって仕様が少しずつ異なっており、ECB(欧州中央銀行)はIBANコード統一に伴う各国での銀行システムへの影響に関するインパクト調査を2018年第4四半期までに行う計画。

⑤ ISO13616 (IBAN: International Bank Account Number)

(続)



(今後の流れ)

- SC8にSGを設置(今次会合で決議)。
 - IBAN修正のインパクト調査と修正案の検討を実施。
 - 2018年6月 : SGの主査を募集(4週間)。
 - 2018年7-8月 : SGのエキスパートを募集(4週間)。
 - SGにてECBの調査結果を取り込みつつ議論を実施。
 - 2019年3月15日までにSGの結論を出す。
 - 2019年4月15日に投票を開始。
- これを受け、**システマティックレビューは2019年4月15日まで延期。**

⑥ コードの重複に関する検討



WG	議論内容	主査	日本からのExperts
SC8/SG1: Identification of financial instruments	アセット・クラス毎の金融商品の識別コード利用に関する現状調査	Mr. Uwe Meyer (独国)	---

(これまでの経緯)

- SC8/SG1は、識別コードの重複に関する現状調査を行い、技術レポート (TR)ISO/DTR 21797 “Landscape of identification of financial instruments” を取りまとめ。
- その中で一部の識別コードに関する知的財産権の扱いが論点化
→ 昨年のSC4(SC8の前身)会合にて、2017年9月15日までに解決の上、投票を行う予定だったが、レポート完成には至っていない。

(会合での議論)

- TRは2018年6月15日までに投票にかけられる予定。
- TRが採択された後、SG1は解散することを決議。

1-4. セマンティックモデル

(議論を実施している主なWG)

WG	議論内容	主査	日本からのExperts
SC9/WG1:ISO 20022 Semantic Models	ISO20022におけるセマンティック・ウェブの活用	Mr. Jim Northey (米国)	稲葉氏(日立製作所) 遠城氏(NTTデータシステム技術) 橋本(日本銀行)
FinTech TAG内の「セマンティックおよび定義」ワークストリーム	FinTech分野のデータモデルやタクソノミーに関するベストプラクティスの調査	Workstream Co-leader: Mr. Christoph Schneider and Mr. Nick Cliff	稲葉氏(日立製作所) 鎌田氏(日本証券業協会) 小野島氏(日本証券業協会) 橋本(日本銀行)

※ セマンティック・ウェブ

個々のデータ要素の持つ意味やデータ間の相互関係を整理・体系化することにより、コンピュータによる自動的な情報収集や分析を可能にする技術。



1-4. セマンティックモデル (続)

- SC9/WG1では、セマンティック・ウェブの活用に関し、以下を議論。
 - ISO20022レポジトリに保存されているデータの利便性向上。
 - 他のメッセージ標準との相互運用性を高める取組み。
- 2019年を目途に2つのNWIP化を検討。
 - ISO20022コンセプトモデルのFIBO (Financial Industry Business Ontology) へのマッピング。
 - 金融でのオントロジーの定義。
- 技術レポート(TR)は、順次投票にかける予定。
(10本程度のテーマあり)
- 2018年第4四半期までを目途に新しい主査を探す方針(WGは継続)。
- FinTech TAGとも連携する方針。

1-5. カード・リテールバンキング関係



① 電文のISO20022化（ATICA）に関する議論

（議論を実施している主なWG）

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC9/TG1: Cards Standards	カード取引に関する議論/メンテナンス	Mr. Douglas Frantz (米国)	---
RMG SEG: Card and Related Retail Financial Services	カード取引メッセージにおけるISO 20022フォーマットの検討	Mr. William Vanobberghen (仏国)	坂田氏 (JCB) 白井氏 (三菱UFJニコス)

① 電文のISO20022化（ATICA）に関する議論（続）



- 2016年2月：ISO 20022ベースのカード電文：ATICA (Acquirer to Issuer Card Messages) Version 1を公表。
- 2018年の第3四半期：ATICA Version 2のドラフト最終盤を完成予定。
- ATICAはメッセージフォーマットとして**JSONを前提**とする方針。
- SC9/TG1は、ATICAの更新に引き続きMessage Usage Guide(MUG)の更新も行い、ATICA規格や共通MUGの元、ユーザーの導入方針をサポートする方針。

このほか、SC9/TG1では以下の検討を実施：

- ISO 8583のコード体系をATICAのコード体系と調和させる作業。
- ISO 18245 のメンテナンス。
- ISO 8583に適合するようInstitution Identification Codes (IICS)の改定。

② ISO 20022のメンテナンスに関する議論



ISO 20022 RMGおよびRAは、カード業界の実務に影響を受け、ISO 20022のメンテナンス体制にかかる検討が進められている。

(問題点)

- カード電文の国際標準 (ISO 8583) は、カード業界の実務に即し、以下4点に対応。
 - ① 短期間 (軽微なものであれば2週間程度) での変更
 - ② 高頻度 (場合によっては毎週) での変更
 - ③ 影響範囲を限定した項目の追加変更
 - ④ 関係者間のみに範囲を限定した項目の利用
- 一方、ISO 20022のメッセージ改定 (メンテナンス) は年に1度しか行われなほか、メッセージ全体が公表されるため、上記①～④に対応することができない。

② ISO 20022のメンテナンスに関する議論 (続)



- 2017年5月のリオ会合で提案された以下3点は、今次会合でも引き続き、PoC (Proof of Concept: 実証実験) 中の状況。

① “fast track”のメンテナンス制度の導入

—— 通常のメンテナンス・サイクルとは切り離し、短期間でのメッセージ開発が可能

② “minor version”メッセージの導入

—— 既存メッセージのユーザーへの影響を最小限に抑える小規模のメンテナンス

③ XMLスキーマの“anonymization”

—— 周囲のデータ構造に影響を与えないかたちでのメッセージ項目の追加

- RA側のプロセスとしては、項目の追加を**3か月サイクルで行うかたちでの対応は可能との見込み**が立っている模様。
- 今後、1年以内に対応可能なプロセスを確定する方針。

③ リテールバンキングにおけるセキュリティ



WG	議論内容	主査	日本からのExperts
SC2/WG13: Security in Retail Banking	リテール取引におけるセキュリティ	Mr. Kim Wagner (米国)	---

(ISO9564)

—— ISO9564は暗証番号<PIN(Personal Identification Number)コード>に関する規格。

- 4部構成であるが、現在第1部のみ修正済。
- 他のパートについては今後、インターネットでの使用を前提とした規格に改定。
- 新NWIPをだし、新たなプロジェクトとして検討を進める方針。

③ リテールバンキングにおけるセキュリティ (続)



(ISO 13492)

—— ISO 13492は、ISO 8583(カード取引に関するメッセージフォーマット)メッセージのデータ項目のうち「セキュリティ関連制御情報」および「鍵管理情報」の使用法を規定。

- 2017年9月、ISO/IEC7812の発行者識別番号(IIN)に関する記述の削除等の修正案について、CD投票が行われ承認。
- 今後DIS投票にかけられる見通し。
- SC2/WG13は、SC9/TG1とも議論しながら、今後、ISO 8583メッセージ変更に合わせて、ISO 13492の項目を減らす方向でリバイスを図る方針。

(ISO/AWI 11568)

—— ISO/AWI 11568は、金融のリテール向けサービスの鍵管理標準を定めている規格。

- 3部構成を1つにまとめる方向で規格のリバイスが図られる方針。
- その場合、新規案件と同様の承認プロセスを踏む予定。

③ リテールバンキングにおけるセキュリティ (続)



(ISO 22046)

- ISO 22046はトークナイゼーションに関するセキュリティについて定めた規格。
- トークナイゼーションは、カード番号などの機密データを乱数により生成する別の文字列に置き換え、保存・利用する技術。

- ISO 22046は、先行きISO/AWI 11568に統合する方向で検討。
統合に際しISO/AWI 11568のスコープは変える必要はない見込み。

1-6. PKI (Public Key Infrastructure)



WG	議論内容	主査	日本からのExperts
SC2/WG8: Public key infrastructure management for financial services	金融で用いるPKI基盤	Mr. Anthony Seymour (英国)	遠城氏 (NTTデータシステム技術)

- 2018年1月: ISO 21888 (Ed2) (Public Key Infrastructure for financial services)改定案がFDIS承認。
- これを受け、年次総会にて、SC2/WG8からJTC1/SC27への移管が提案。
 - 昨今、ブロックチェーンやIoTといった文脈でもPKI基盤が用いられるなど、金融に限らず、広く一般化することを展望したもの。
- 米国から強力な反対意見が出されたため、移管しないこととなった。

1-7. 暗号アルゴリズムに関する議論



WG	議論内容	主査	日本からのExperts
SC2/WG11: Encryption algorithms used in financial applications	金融サービスで用いる暗号アルゴリズム	Mr. Paul Creswick (豪州)	清藤 (日本銀行)

- 昨年のリオ会合で2017年中に投票予定とされていたTR14742 (Cryptographic Algorithms)の改定は、近日中に投票にかけられる見込み。

1-8. デジタル通貨・通貨コードに関する議論



(議論を実施している主なWG)

WG	議論内容	主査	日本からのExperts
SC8/WG3: Second Tier Registry for Digital Currency Codes	法定通貨でない通貨に対するコード付与	Ms. Angela Lawson (米国)	橋本 (日本銀行)
SC2/AHG4: Security Aspects of Digital Currencies	デジタル通貨のセキュリティ要件	Mr. Ed Scheidt (米国)	清藤 (日本銀行)
FinTech TAG の「デジタル通貨」ワークストリーム	デジタル通貨に求める要件と特徴点の検討	Workstream Co-chair: Mr. Tom Dunbar and Mr. PJ Di Giammarino	稲葉氏 (日立製作所) 鎌田氏 (日本証券業協会) 小野島氏 (日本証券業協会) 橋本 (日本銀行)

1-8. デジタル通貨・通貨コードに関する議論



(続)

(SC8/WG3での議論)

- 2017年8月、ドラフトレポートが完成。
- その後、当時の主査(Daniel Rozycki氏)は同じメンバーでさらなる議論を行おうとしたが、エキスパートメンバーの一部が離脱。新しい主査(Angela Lawson氏)とエキスパートの下、2018年2月WGでの議論が再スタート。
- 新WGでは、以下の議論を実施。
 - ✓ どのようなデジタル通貨があるかの調査
 - ✓ ”Non-fiat digital currency(法定でないデジタル通貨)”の言葉の定義
 - SC2/AHG4やISO4217(通貨コード)のMA(メンテナンス機関)とも協調
 - ✓ (中期的な課題として)通貨認定方法の制定、既存コードとの調和方法に関する検討
- 当WGは、エキスパートが少人数で活発な議論が行えない状況。このため、今次会合で、エキスパートを追加募集。
 - その結果、5月の電話会議で2名の新エキスパートが参加。

1-8. デジタル通貨・通貨コードに関する議論

(続)



(SC2/AHG4での議論)

- デジタル通貨のセキュリティ要件や評価基準に関する国際標準の起案に向けて作業を実施。
- 議論を踏まえ、「デジタル通貨のセキュリティ要件」に関するNWIPを提案する方針。
 - NWIPが承認された場合：
新WGを設置し、主査とエキスパートの募集が行われる予定。
 - NWIPが承認されなかった場合：
もう1年AHGでの検討を継続する予定。

1-9. FinTech TAG



ワーク ストリーム	Co-leaders	スコープ	具体的な検討状況
デジタルID	Mr. Ed Scheidt and Mr. PJ Di Giammarino	IDの標準化と相互通用性 の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・IDの本質に関するペーパーを作成。 ISO17442(LEI)のルールブックへ含めることを 働きかける方針。 ・今後、以下の検討を行う方針 ✓ 用語の状況調査や定義 ✓ identityのタイプに関する調査 ✓ 認証を安全かつ効率的に行う方法の検討 ✓ eIDASやETSIなど既存のIDモデルの調査 ✓ 自然人と法人との違いの整理
セマンティック および定義	Mr. Christoph Schneider and Mr. Nick Cliff	FinTech分野のデータモデ ルやタクソノミーに関する ベストプラクティスの調査 (ISO TCだけでなく、 ACTUS、FIBO、XBRL等 での活用も想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・議論内容は検討中。FinTechの観点からのア ドバイス事項を整理することを想定。
規制関連の 市中協議対応	Mr. Jan Noppen and Mr. Stephan Wolf	FinTechに関する規制関 連の市中協議の分析、政 策的課題の整理等	(アドホックな開催)
デジタル通貨	Mr. Tom Dunbar and Mr. PJ Di Giammarino	デジタル通貨に求める要 件と特徴点の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・SC2/AHG4への調査スコープに関するアドバ イスやセキュリティ規範の情報収集を実施。
AI	Mr. Marcello Ceci and Mr. Stephan Wolf	AIを金融サービスで用いる 場合の標準化	<ul style="list-style-type: none"> ・FinTechにおけるAIの定義、金融での活用事 例(チャットボット、トレーディング、ロボアドな ど)および関連する事例の調査。

1-10. ISO 20022 RMGの組織運営等に関する議論



① RMGの効率的な運営

【問題背景】

- ISO 20022 RMGの参加国増
(3年前は31か国・団体→現在36か国・団体)。
- RMGの議論する守備範囲の拡大。

【討議内容】

- Small Groupの設置。
 - ✓ 欧州、アジア、米州などといった地域別。
 - ✓ 分野ごとの分科会方式。
 - ✓ 各SEGからエキスパートを集めての議論。
- もっとも、これに対し反論も出されたところ。
 - ✓ 分野ごとの場合、商業ベースに引きずられOpen Standardにならないのではないかといった懸念。
 - ✓ 複数の分野を同時に議論することに意味がある。
 - ✓ そもそも参加者数と議論の活発さは関係ない。

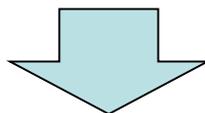
1-10. ISO 20022 RMGの組織運営等に関する議論 (続)



② RMG・各SEGの役割の明確化

【問題背景】

- RMG、各SEGの役割が明確でない部分がある。
- 一部のSEGの活動が活発でない。



- ISO 20022メッセージ構築のコンセプトモデルの必要性。
 - 現在、各会議体それぞれのモチベーションに依存。それぞれの会議体を、コンセプトモデルに合致するよう統制する必要がないか。
- RMGの役割については、近日中にMembership strategyを検討しているSub Groupからレポートが発出される予定。
- SEGの役割についても、今後、各SEGで議論を進めたうえで、検討を重ねる方針。



1-11. ISOディレクティブの改定

- 今後、システムティックレビュー（定期見直し）が開始される1か月前までに、メンバー間で改定内容を共有する方針。
 - システムティックレビュー時に改定の是非を問われても検討ポイントがはっきりしないほか、時間的にも制約があるため。

1-12. その他

- SC9において、中国から
 - ① LFIXT*
 - ② Exchange Trading System Indicatorを国際標準化すべく提案。

* LFIXT : Lightweight FIX session layer protocol。FIX session layer protocolが1992年に債権やデリバティブ、FX取引等の金融取引のプレトレードからポストトレードまで幅広く使われるプロトコルとして開発されたが、そのFIX session layer protocolをTCP/IP上で使えるようにしたもの。2016年に中国で開発。

- 2018年8月までにNWIP提案がなされる予定。